

派遣事業はじめました！！

対馬市シルバー人材センター



会員募集



60歳以上の健康で働く意欲のある方



仕事のご依頼について

- 公共的、公益的な団体ですので、安心して労働者派遣を依頼することができます。
- 連合会は、センターを実施事務所として労働者を派遣します。
- 派遣料金は、労働者の賃金に手数料(労災保険料、事務費等)を加算して連合会へ支払っていただきます。
- 高齢者ですので、一人当たりの就業は概ね1月に10日程度、1週間で20時間を超えない範囲内となります。また、危険な仕事、有害な作業等はできません。
- 請負又は委任でできない仕事をお引き受けいたします。

派遣労働者としてのご登録について

- 登録が可能な方
原則60歳以上の健康で働く意欲のある方
 - センターの趣旨に賛同した方
 - 登録先は、お住まいの地域のセンターです。
- 派遣労働者としての働き方**
- 自分が持っている資格、体力、能力、希望に応じて働くことができます。
 - 派遣先の指示に従って就業します。
 - 労働法や就業規則に従って、ローテーションにより公平な就業をします。
 - 賃金は、連合会から口座振込により受け取ります。
 - 通勤や勤務でのけが等は、労災保険により補償を受けることができます。
 - 退職金、雇用保険はありません。

一般社団法人対馬市シルバー人材センター

本部：対馬市豊玉町仁位94番地10 TEL 0920-58-0112

まずはお電話下さい！！ (平日8:45~17:30 土日祝休み)

～シルバー派遣事業のご案内～

1. <シルバー派遣の特徴>

- 1) 派遣会員は派遣先の指示(指揮命令)による就業や従業員との混在作業が可能ですので、請負・委任ではお引き受け出来なかった仕事まで幅広く対応することが可能です。
- 2) 一時的に人手が足りなくなったなど、短時間、短期間、忙しい時だけの派遣就業が可能(60歳以上の人には、30日以内の日雇い派遣の原則禁止の対象外)です。
- 3) 長年培った豊かな経験や知識、専門的な技能を有した会員を派遣しますので、事務仕事から製造業務など多様な業務や働き方にフレキシブルに対応できます。
- 4) 会員は連合会と雇用契約を結んでおり、派遣先では労務管理の煩わしさが軽減されます。

2. <シルバー派遣のしくみ>

- 1) 長崎県シルバー人材センター連合会が派遣先と派遣契約を結びます。
- 2) 派遣労働者は、長崎県シルバー人材センター連合会との間に雇用契約を結んだシルバー人材センターの会員です。

3. <就業形態について>

シルバー派遣事業における会員の就業は、以下の特徴があります。

- 1) 勤務日数時間 原則として臨時的かつ短期的な就業(月10日程度以内)またはその他軽易な業務(週20時間未満)です。
- 2) 雇用関係 会員は長崎県シルバー人材センター連合会と労働契約を結びます。
- 3) 指揮命令 派遣された会員は、派遣先の指揮命令を受けて働きます。
- 4) 賃金 働いた対価は賃金として支払われます。
- 5) 保険 労災保険が適用されますが、社会保険(厚生年金保険・健康保険)および雇用保険は適用されません。

～シルバー派遣事業のご案内～

1. <シルバー派遣の特徴>

- 1) 派遣会員は派遣先の指示(指揮命令)による就業や従業員との混在作業が可能ですので、請負・委任ではお引き受け出来なかった仕事まで幅広く対応することが可能です。
- 2) 一時的に人手が足りなくなったなど、短時間、短期間、忙しい時だけの派遣就業が可能(60歳以上の人は、30日以内の日雇い派遣の原則禁止の対象外)です。
- 3) 長年培った豊かな経験や知識、専門的な技能を有した会員を派遣しますので、事務仕事から製造業務など多様な業務や働き方にフレキシブルに対応できます。
- 4) 会員は連合会と雇用契約を結んでおり、派遣先では労務管理の煩わしさが軽減されます。

2. <シルバー派遣のしくみ>

- 1) 長崎県シルバー人材センター連合会が派遣先と派遣契約を結びます。
- 2) 派遣労働者は、長崎県シルバー人材センター連合会との間に雇用契約を結んだシルバー人材センターの会員です。

3. <シルバー派遣事業を利用するまでの流れ>

- ステップ1 お電話にて対馬市シルバー人材センターへお気軽にお問い合わせください。
- ステップ2 業務内容、勤務時間、派遣人数等の詳細について、お問合わせシートにご記入頂き、現地確認をさせていただきます。
- ステップ3 ご契約は発注者と長崎県シルバー人材センター連合会との間で派遣内容について合意が得られましたら、労働者派遣契約を締結します。
- ステップ4 対馬市シルバー人材センターで人選した就業会員をご紹介させいただきます。
(※紹介にお時間がかかる場合があります。)
- ステップ5 研修等を行ったあと、会員は派遣先で就業を開始いたします。
- ステップ6 毎月、月末になりましたら就業会員が記入した「勤務実績通知書」を確認していただき、押印をお願いいたします。
- ステップ7 勤務実績通知書に基づきご請求額を計算し、お客様に請求書をご送付致します。
記載されている期限までに、指定金融機関にお振込をお願い致します。
なお、お振込手数料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

一般社団法人対馬市シルバー人材センター

本 部：対馬市豊玉町仁位94番地10 TEL 0920-58-0112

まずはお電話下さい！！ (平日8:45～17:30 土日祝休み)

シルバー派遣事業について

1. <シルバー派遣事業とは?>

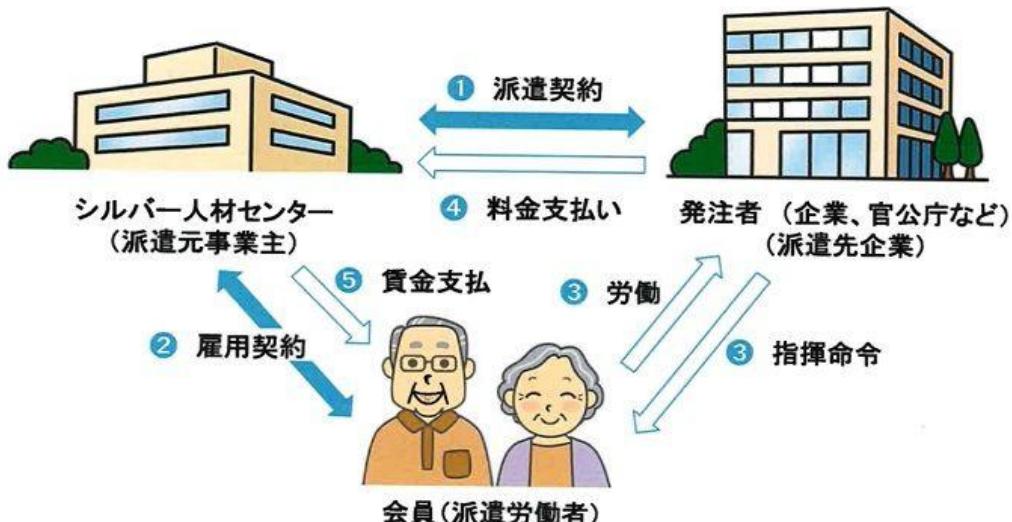
「シルバー派遣事業」とは、公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会が行う「労働者派遣事業」です。
「シルバー派遣事業」は、シルバー人材センターが従来から実施している「請負・委任」による就業とは形態が異なり、労働者派遣契約に基づき、センターが雇用する会員を派遣し、お客様(派遣先)の指揮命令の下で会員が就業します。

対馬市シルバー人材センターは実施事務所として窓口業務を行います。

軽易な業務
(おおむね週20時間を超えないもの)

臨時的・短期的な業務
(おおむね月10日程度以内のもの)

「短時間でいいので、作業を手伝ってほしい」「正規労働者の不足やシフトのすき間を埋めたい」
そんなご要望はございませんか?
シルバー人材センターでは労働者の派遣(シルバー派遣事業)も行っております。



2. <シルバー派遣事業の要件>

シルバー人材センターへご依頼いただく仕事のうち、次のようなものは、「請負・委任」ではなく「シルバー派遣」で対応させていただきます。

- 労働者が発注者の指揮命令を受ける場合
- 発注者が雇用する労働者と混在して就業する場合

また次のような要件がございます。

- 概ね月10日以内または週20時間以内の就労であること。
- 港湾運送業務、建築業務、警備業務、病院等における医療関係の業務のほか、高齢者にとって危険または有害な作業等については派遣することができません。
- 派遣労働者の賃金及び交通費等の待遇は、派遣先において同種同様の業務に就労する労働者と同一であること。
- 労働者災害補償保険はシルバー人材センターにおいて加入します。
- 労働者派遣契約を締結し、派遣労働会員を派遣します。
- 労働者派遣契約に基づき派遣契約料金をお支払いいただくことになります。